

1 納付命令を受ける者

2 納付命令の内容

3 納付命令の理由

上記のとおり道路交通法第51条の4第4項及び同条第10項の規定により命令します。

令和8年8月27日

弁明通知書番号

第 10-101-260520-103004 号

第 10-101-260531-106007 号

第 10-101-260709-103020 号

第 10-101-260709-104002 号

第 10-101-260709-104007 号

第 10-101-260709-109007 号

第 10-102-260709-834700 号

第 10-102-260709-865666 号

第 10-104-260709-110002 号

第 10-104-260709-867136 号

第 10-104-260709-867137 号

第 10-105-260709-847351 号

第 10-117-260519-856038 号

第 10-122-260709-868041 号

第 10-128-260624-849752 号

第 10-128-260709-112011 号

第 10-128-260709-112014 号

第 10-128-260709-855155 号

第 10-129-260516-861132 号

弁明通知書番号

第 10-129-260709-856829 号

第 10-129-260709-867461 号

第 10-130-260517-858926 号

第 10-131-260709-858756 号

- 1 この処分に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、北海道公安委員会に対し書面をもって審査請求をすることができます。

なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

- 2 この処分に対する取消訴訟を提起する場合には、この処分があったことを知った日（上記の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は北海道公安委員会となります。）を被告として札幌地方裁判所に処分の取消しを求める訴えを提起することができます。

なお、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。